

《 向和リースサポート制度 》

向和リース(株)では、事故防止対策はもとより、「万一の事故の場合、お客様のご負担金軽減を目的」に向和リースサポート制度をご用意しております。下記の「向和リースサポート制度」一覧をご参照ください。

補償の種別	対象機種	補 償 内 容 (限度額)		お客様自己負担金	サポート料
自動車補償制度 (ナンバー付車両)	軽ダンプ	対人賠償	無制限	10万円(1事故)	有料 対象機種によりレンタル代金とは別に、お客様にご負担戴きます。
		対物賠償	無制限	10万円(1事故)	
	2トダンプ	搭乗者傷害	1名限度額 ・死亡 1,000万円 ・入院日額 15,000円 ・通院日額 10,000円	10万円(1事故)	
	4トダンプ				
	2トトラック				
	4トトラック	自損事故	1名限度額 ・死亡 1,000万円 ・入院日額 6,000円 ・通院日額 4,000円	10万円(1事故)	
	トラック式高所作業車				
散水車					
その他	車両損害	時価額	10万円(1事故) + 修理期間中の休車損害 * 盗難・全損傷害は下記参照		
自走式建設機械(ナンバー無し)及びその他建設機械	掘削機	対人賠償	1名 5,000万円 1事故限度額 2億円	20万円(1事故)	有料 対象機種によりレンタル代金とは別に、お客様にご負担戴きます。
	押しブル	対物賠償	1事故限度額 1,000万円	20万円(1事故) + 修理期間中の休車損害 * 盗難・全損傷害は下記参照	
	クローラーダンプ				
	その他	動産損害	時価額	10万円(1事故) + 修理期間中の休車損害 * 盗難・全損傷害は下記参照	

【ご注意】 必ずお読みください

- 向和リースサポート料とは、「レンタル商品が損傷した場合に当社に生じるお客様への損害賠償請求権を、お客様負担額以外放棄する為の対価」です。
- 向和リースサポート制度はお客様の任意加入ですが、お客様から申し出がない場合「お客様のご負担金軽減」を目的に加入と判断させていただきます。
- お客様負担額とは損害の内、お客様に実費でお支払い頂く事を言います。お客様負担額は「1事故のカバーされる補償内容毎」にご請求となり**休車損害はレンタル金額×修理期間の日数となります**
- 全損事故(盗難を含む)の場合の車両損害・動産損害のお客様負担額は下記条件になりますのでご注意ください。

【全損事故・盗難の場合のお客様自己負担金】

- 「負担金 = 取得価格の30% + 休車および休止損害としてレンタル金額の90日分」をご請求させていただきます。
- 尚、全損・分損事故に関わらず、一定期間に事故を重ねた場合、お客様負担額が増額されます。
- 事故車両の引上、修理工場への移動代は別途請求となります。
- 向和リースサポート制度のサポート料・お客様自己負担金等の詳細については最寄の営業所までお問合せ下さい。

万一、事故が発生した場合は

- 負傷者がいる場合は、負傷者の救護を第一に行ってください。
- 警察への届出をお願い致します。* 届出の無い場合、サポート制度をご利用できない場合がございます。
- レンタル機械を借受けた営業所へ連絡して下さい。

【注意】

当社に相談無く示談された場合、または所定の処理手続きをされなかった場合、もしくはレンタル機械の善意の管理者としての義務を果たさなかった場合、向和リースサポート制度はご提供できません。その場合はお客様の自己負担とさせていただきます。

《向和リースサポート制度説明・保証対象外の主な事例》

1.【対人賠償・対物賠償・自損事故・搭乗者傷害】

- (1)当社に無断でレンタル期間を延長する等、レンタル基本約款に反した場合⇒全ての補償がご利用できません。
- (2)当社契約・損害保険会社が、「補償対象外」と判断した場合⇒該当項目の補償がご利用できません。

【主な補償対象外事例】

- ・事故当事者の父母・配偶者・子供・会社同僚・下請会社の社員・共同作業従事者を死傷させた場合
- ・事故当事者及び事故当事者の父母・配偶者・子供の財物の損害
- ・請負作業の対象物に対するあらゆる損害
- ・お客様及びお客様が使用を許可した下請け業者等の故意又は重大な過失による損害
- ・法的な賠償責任額の他に、当事者間で交わされた、本来賠償義務のない約束事
- ・ナンバーの無い商品にて公道を走行、横断した等々法令に反する状況にて発生した損害
- ・振動及び地盤崩壊等による損害賠償事故
- ・当社に断り無く無断で転貸しをして発生した損害賠償事故
- ・台風・土砂崩れ・洪水又は高潮によって生じた損害賠償事故
- ・地震・噴火又は津波等によって生じた損害
- ・騒音・塵埃(ほこり等)・排気・排水及び有害物質飛散による損害
- ・戦争・暴動・労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為・又は犯罪行為による損害
- ・重大な法令違反によって生じた損害及び国外にて発生した損害事故
- ・無資格・酒酔い・薬物等々正常でない状態にて運転者本人に生じた損害
- ・正規の乗車装置以外(バケット内・荷台等々)への乗車による傷害全て
- ・賠償事故における、間接損害及びビジネスリスク

2.【車両損害・動産損害】

お客様がレンタル期間中、偶然な事故により当社商品を破損及び盗難・滅失した場合、当社は全ての「車両損害・動産損害」をお客様に対しご請求する事となります。しかし、これでは万一の事故の場合にお客様に多大なご負担をおかけし安心してレンタル商品をお使い頂けません。そこで「一定の条件のもとにレンタル商品が破損した場合、当社に生じるお客様への損害賠償請求権をお客様負担額以外放棄する」制度です。

- (1)当社に無断でレンタル期間を延長する等、レンタル基本約款に反した場合は向和サポート制度はご利用できません。
- (2)向和サポート制度の補償内容は、損害保険会社の車両保険・動産総合保険約款を参考に基本運営します。しかし、向和サポート制度はお客様と当社の約束事であり、一般の損害保険ではありません。保険約款にない補償対象外事例がありますのでご注意ください。

【主な補償対象外例】

- ・車両もしくは付属する機械の能力を超えた使用(クレーン吊上げ重量制限を越えている等々)
- ・不適当な使用、本来の使用目的にそぐわない、用途外使用による全ての損害
- ・不適当な管理状況(鍵をつけたままでの放置等)での盗難による損害
- ・消耗品といわれる部品及びアタッチメント部分のあらゆる損害(バケット・大割機の爪・鉄骨カッターの刃・ブレーカーチゼル等)
- ・紛失及びお忘れによる全ての損害
- ・過積載が原因・進入禁止場所での事故
- ・レンタル商品の部分盗難(タイヤ・バッテリー・ナンバープレート等)
- ・トランスミッション(変速機)単体の損害
- ・クラッチ板等の磨耗焼き付による単体の損害
- ・故障損害やその他電氣的機械的な損害(お客様の不注意によるエンジン焼付き等)
- ・高所作業車・クレーン等のブーム格納を急った結果含めて高さ制限を越えたことが原因による損害
- ・安全装置の解除又は取り外しの作業、高さ制限超えの車載や転倒防止装置不設置等により発生した損害
- ・ナンバープレートの付いていない商品で公道にて発生した損害
- ・駐停車時においてサイドブレーキを正確に行わなかった為、車両が動き出した結果生じた全ての損害
- ・塗料・生コン・アスファルトの付着等の汚損及び溶接による焦げ付き損害
- ・製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用による全ての損害
- ・機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方にて生じた全ての損害
- ・全ての油圧シリンダーは補償対象外
- ・常識的始業前点検を急った使用によるもの(作動油・オイル・冷却水・グリス・安全装置等々)
- ・自然災害(台風・土砂崩れ・洪水・高潮・地震・噴火・津波等)によって生じた損害
- *大雨・洪水警報等警報が発令された場合、商品管理を厳重にお願い致します。天変地異による損害においても、お客様の商品管理に過失がある場合、商品の損害は全てお客様の負担となります
- ・無免許・無資格・酒気帯り薬物等々正常な運転・操作が出来ない状態で生じた全ての損害
- ・ブレーカーの水中打ちによる全ての損害 * 水中打ちが確認された場合故障の有無を問わず規定のオーバーホール代をご負担頂きます
- ・DPR(排ガス除去装置)の適切な処置を急った為の損害及びマフラーぶつけ等による破損
- ・横転などによるエンジン・ポンプ・モーターの損害